改正

平成26年3月13日要綱第7号 平成29年2月9日要綱第3号 平成29年12月15日要綱第33号 平成30年6月15日要綱第31号 令和元年7月22日要綱第21号 令和2年3月17日要綱第11号 令和3年3月16日要綱第11号

愛別町地域おこし協力隊設置要綱

(目的及び設置)

第1条 人口減少や高齢化等の進行が著しい本町におけるさまざまな地域課題解決の一方策として、地域外の人材を誘致し、その定住、定着を図ることをねらいとし、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知)に基づき、愛別町地域おこし協力隊(以下「地域おこし協力隊」という。)を設置する。

(任用)

- 第2条 地域おこし協力隊は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項第1号の規定に基づく会計年度任用職員とし、任用、服務及び勤務時間等、勤務条件の取扱については、愛別町会計年度任用職員任用取扱要綱(令和2年愛別町要綱第4号)及び愛別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年愛別町条例第55号)及び愛別町会計年度任用職員の給与に関する規則(令和元年愛別町規則第18号)並びに愛別町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年愛別町規則第19号)の規定によるものとする。ただし、任用期間及び勤務時間、報酬の額に関する規定については、この限りでない。
- 2 町長は、次の要件をすべて満たす者の中から、地域おこし協力隊の隊員(以下「隊員」という。) を任用する。
 - (1) 過疎地域の活性化に意欲を持ち、3大都市圏をはじめとする都市地域等から愛別町に住民登録を移し、地域になじむ意思があること。
 - (2) 法第16条に規定する一般職員の欠格条項に該当しない者であること。
 - (3) 普通自動車免許を有していること。
- 3 隊員の任用期間は1年とし、当該任用に係る年度の4月1日から翌年の3月末日までとする。ただし、年度の中途において任用された隊員の任用期間は、当該任用のあった日から当該年度の3月末日までとする。
- 4 町長は、最長3年まで任用期間を延長することができるものとする。
- 5 町長は、第3項の規定にかかわらず、隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、任用期間中であっても任用を取り消すことができる。
 - (1) 自己の都合により辞退の申出があったとき。
 - (2) 第4条に規定する地域協力活動を怠り、又は活動にあたり不正又は不当な行為をするなど、 隊員としての適格性を欠くと認めたとき。

(再任用)

- **第3条** 町長は、前条に掲げる任用期間を満了したものを再任用することができる。
- 2 再任用は、隊員の直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 3 町長は、再任用を行う場合には、あらかじめ隊員の同意を得なければならない。 (活動内容)
- 第4条 地域おこし協力隊は、次の各号に掲げる地域協力活動を行うものとし、具体的な活動内容に

- ついては任用時に示すものとする。
- (1) 地域福祉支援に資する活動
- (2) 生活環境支援に資する活動
- (3) 地域社会活動支援に資する活動
- (4) 地域活性化支援に資する活動
- (5) 情報発信に資する活動
- (6) 農林業振興に資する活動
- (7) 特産振興に資する活動
- (8) 商工業振興に資する活動
- (9) 観光振興に資する活動
- (10) その他町長が必要と認めた活動

(勤務時間)

第5条 隊員の勤務時間は、休憩時間を除き、8時30分から17時00分までの7時間30分とし、1週当たり37.5時間とする。

(活動費)

第6条 町は、第4条に規定する活動に必要な経費を予算の範囲内で支出する。

(報酬)

- 第7条 隊員の報酬は、第4条に規定する活動内容が多岐に及ぶことを考慮し、月額220,000円とする。
- 2 町は、前項に規定する報酬に加え、時間外勤務及び休日勤務に係る報酬、期末手当、通勤及び公 務のための旅行並びに赴任に係る費用弁償を支給することができる。

(秘密を守る義務)

第8条 隊員は、第4条に規定する活動において知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(町の役割)

- 第9条 町は、地域おこし協力隊が円滑に活動できるように、次のことを行う。
 - (1) 地域おこし協力隊の年間事業計画の作成
 - (2) 地域協力活動に関するコーディネート
 - (3) 地域おこし協力隊の活動に関する広報
 - (4) 隊員の定住支援
 - (5) その他地域おこし協力隊の円滑な活動に必要なこと。

(委任)

第10条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、町長が別に規定する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月13日要綱第7号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年2月9日要綱第3号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月15日要綱第33号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年6月15日要綱第31号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年 7 月 22 日 要綱第 21 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月17日要綱第11号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 **附 則**(令和3年3月16日要綱第11号) この要綱は、令和3年4月1日から施行する。